

長野市地域包括支援センター若槻ホーム

介護予防支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若槻ホームが設置する長野市地域包括支援センター若槻ホーム（以下「事業所」という）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従事者（以下「職員」という）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 長野市地域包括支援センター若槻ホーム
- (2) 長野市上野1-1462-1

(営業日及び営業時間)

第4条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日	営業時間
月から金曜日 ただし祝日及び12月29日から翌年1月3日は休日とする。	午前8時30分から午後5時30分 (緊急の場合は休日、時間外も対応します。)

(職員の職種及び員数)

第5条 職員の職種及び員数は次のとおりとする。

管理者	1名以上
保健師(看護師)	1名以上
主任介護支援専門員	1名以上
社会福祉士	1名以上

(職務内容)

第6条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は事業所の職員の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 保健師(看護師)、主任介護支援専門員、社会福祉士、は介護予防サービスの計画の作成に関する業務を行う。

(指定介護予防支援の提供方法・内容及び利用料その他の費用の額等)

第7条 指定介護予防支援の提供方法・内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担は無料とする。

- (1) 提供方法は介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規程)に従って実施。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定する事業所内、サービス事業者内又は自宅等とする。
- (3) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (4) 職員による居宅訪問頻度等

①提供開始前

②提供開始月の翌月から起算して3か月に1回

③サービスの評価期間が終了する月

④利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合あっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

⑤モニタリングの結果記録は少なくとも1か月に1回

(通常の事業の実施地域)

第8条 長野市若槻地区

(相談窓口及び苦情処理)

第9条 サービスに関する相談や苦情については、相談室を設けるとともに窓口担当者

を決めて対処するものとする。

- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは呈示の求め又は、当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は、助言を受けた場合は、その指導、助言に従い必要な改善を行うものとする。
- 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 号第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規程による指導又は助言を受けた場合は、その指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 10 条 職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止)

第 11 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 定期的を開催する虐待防止委員会において虐待の防止のための対策を検討し、その結果について職員に周知徹底する。
- (2) 虐待防止に関する指針を整備する。
- (3) 事業所職員に対し、虐待の防止のための研修を開催する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を選定する。

- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(帳簿等の整備)

第 12 条 管理者は、運営及び利用者の状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に実情を的確に把握するため、必要な帳簿を備えて準備しておかなければならない。

(その他)

第 13 条 業務に従事する職員は、社会的使命を十分認識、自覚し自らの資質の向上を図るため、研修等を通じて研鑽を重ねるとともに、業務体制の整備を図る。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(秘密保持)
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者に徹底させる。

- 4 事業者は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるように委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野市、社会福祉法人若槻ホーム及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

平成 27 年 7 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正